

# 既存住宅長期利用環境整備事業を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成22年9月1日  
国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、既存住宅長期利用環境整備事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

既存住宅長期利用環境整備事業

### (2) 事業目的

本事業は、既存住宅長期利用環境整備事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、既存住宅流通・リフォーム市場の現状の把握および市場の活性化に向けた取り組みを検討することを目的とする。

### (3) 事業内容

既存住宅長期利用環境整備事業

①既存住宅流通市場・リフォーム市場の活性化に向けた現状分析と市場活性化に向けた今後の取組について提案する調査研究業務

<調査研究の視点>

- ・需要側（消費者の意向）からみた分析、潜在需要に関する検討
- ・供給側（リフォーム事業者）からみた分析、新たなビジネスの可能性
- ・市場活性化のための新技術、新たな市場等についての検討

②国内外における中古住宅の流通状況と中古住宅の価格構成要素に関する調査研究業務

<調査研究の視点>

- ・実際の取引事例の収集・分析
- ・仮想の中古住宅を設定した価格構成に関するシミュレーション

(①②のいずれかのみを実施することも可)

### (4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成22年9月初旬～平成23年3月31日

## 2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(3)の全てを満たす民間事業者等。

### (1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）、建築材料（住宅に関するものに限る。）を製造及び供給している者その他住宅の供給等の事業を行う者でないこ

と

- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得る者ではないこと
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・既存住宅流通・リフォーム市場の現状について理解を有していること
- ・既存住宅流通・リフォーム市場に係る専門的な調査・分析能力及び実施体制を備えていることなど事業を的確に遂行する能力を有すること
- ・提案書において、業務内容毎に以下の内容を充足していること

①既存住宅流通市場・リフォーム市場の活性化に向けた現状分析と市場活性化に向けた今後の取組について提案する調査研究業務

- ・全国を対象に調査を実施すること
- ・具体的な調査・分析方法を提案すること
- ・既存住宅・リフォーム市場の拡大に向けた今後の取り組みの検討に係る視点を明確に提案すること
- ・新たに市場を拡大する多様なリフォームの担い手について正しく現状分析した上で、調査・研究を行うこととしていること

②国内外における中古住宅の流通状況と中古住宅の価格構成要素に関する調査研究業務

- ・具体的な調査・分析方法を提案すること
- ・自ら保有するデータを用いるなど独自の情報、視点を有する提案であること
- ・海外の事例を調査・分析するため海外事業者とのネットワークを有すること
- ・戸建住宅とマンションなど住宅の特性を考慮した調査・分析を行うこととしていること。
- ・中古住宅の価格構成要素を調査する視点（仮説）について明確にした提案であること。

(3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・本事業の実施にあたって得た情報を第3者に漏らし、または他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成22年9月1日から平成22年9月21日まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成22年9月21日18時00分まで

②場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111(内線 39446) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール sasaki-m2ac@mlit.go.jp

- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）  
「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Just System 一太郎2004」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

(3) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 佐々木、四反田

電話 03-5253-8111(内線 39446) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール sasaki-m2ac@mlit.go.jp

4. 補助金交付候補者の選定方法

既存住宅長期利用環境整備事業を行う者に対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがあります。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。